

記者発表資料
平成24年 6月27日
水産業振興課
担当者：千葉、武川（2931）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うクロダイの出荷自粛について

平成24年6月22日に仙台湾南部海域において漁獲されたクロダイの放射性セシウム濃度を検査した結果、下記のとおり食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に規定する食品中の放射性物質の基準を超える値が検出されたので、当分の間、仙台湾南部海域（別紙参照）において、クロダイの出荷を差し控えるよう生産者等に要請しましたので、お知らせします。

記

1 検査結果

- | | |
|--------|------------------------|
| ①採取年月日 | 平成24年6月22日 |
| ②採取場所 | 仙台湾南部海域（巨理町吉田浜沖） |
| ③検査判明日 | 平成24年6月27日 |
| ④測定値 | 730ベクレル/kg（放射性セシウム合計値） |

2 出荷自粛要請内容

- | | |
|-------|-----------------|
| ①対象魚種 | クロダイ |
| ②対象海域 | 仙台湾南部海域（別紙④の海域） |

3 対応状況

- ・仙台湾南部海域で漁獲されるクロダイの出荷を行わないよう、漁業者団体及び流通関係団体に要請した。
- ・なお、当該漁船で水揚げされたクロダイについては、全てが検査検体とされたため流通していない。

(6月28日から)

クロダイ

[水揚自粛等経過]

- 1) 6月18日 ③海域 (県要請)
- 2) 6月27日 ④海域 (県要請)

